

議案第 4 1 号

墨田区診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 8 条の規定に基づき、診療所に専属の薬剤師を置かなければならない基準について定めるものとする。

(薬剤師の配置の基準)

第 2 条 医師が常時 3 人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないものとする。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

医療法の一部改正により、診療所における専属薬剤師の配置基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める必要がある。